

---

## 体 育 会 の 使 命

我々、日本大学工学部体育会は学生の体育活動を通じて学生の人間的、社会的向上を図ると共に他の団体との交流を行い、学生の自主性と独立性を尊重し、日本大学工学部の発展に寄与し、ひいては日本大学の発展に寄与するものである。

## 体 育 会 の 目 的

本会は、日本大学の建学の精神に基づき、体育活動を通じて心身を練磨し、会員相互の親睦を計り、公認団体間相互の綿密なる連携の下に、各団体の総意を実現する事を目的とする。

## 会 員 心 得

体育会の目的及び使命を認識し、本会の方針並びに決議事項に従い、会員である誇りを持ち、礼を尽くし、真理を愛し、善を尊び、そして正を踐んで虞れず、力行して已まず、身魂、英知共に磨き、常に全学生の範たるべし。

# 日本大学工学部体育会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本大学工学部体育会と称し本部を日本大学工学部に置く。
- 第 2 条 本会は本会公認団体（応援団及び部、同好会）を以って構成する。

## 目 的

- 第 3 条 本会は日本大学の建学の精神に基づき、体育活動を通じて心身を練磨し会員相互の親睦を計り公認団体間相互の綿密なる連携の下に、各団体の総意を実現する事を目的とする。

## 第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
- 第 1 項 日本大学学内諸団体との連絡協議
- 第 2 項 本部当局の連絡協議
- 第 3 項 本部及び各部に関する正式の記録及び保管
- 第 4 項 体育委員会の開催
- 第 5 項 優秀なる成績を収めたる部及び会員の表彰に関する事項
- 第 6 項 ガイダンスブックの作成
- 第 7 項 本会々員の名簿作成及び保存
- 第 8 項 その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は本規約を遵守し、会の目的達成に寄与するものとする。

- 第 6 条 本会の会員は正会員、特別会員からなる。

- 第 1 項 正会員は本会公認団体（応援団及び部、同好会）に入団、入部、入会宣誓を行いたる日本大学工学部学生とする。

- 第 2 項 特別会員は本会名誉会長、会長、副会長、特別顧問、顧問、各部々長で日本大学工学部教職員であることを要す。但し特別顧問はその限りでない。

- 第 7 条 正会員は会費（年額1,500円）を納める義務を有す。

## 第 4 章 機 関

- 第 8 条 本会目的達成の為、次の機関を置く。

- 第 1 項 体育委員会
- 第 2 項 統制会議
- 第 3 項 常任役員会

### 1. 体育委員会

- 第 9 条 体育委員会は本会最高の決議機関である。

- 第 10 条 体育委員会は定例委員会と臨時委員会の2つとする。

- 第 11 条 定例委員会は毎週1回とし、委員長がこれを召集する。但し、休暇中はこの限りでない。

- 第 12 条 臨時委員会は下記の場合、委員長がこれを召集する。

- 第 1 項 常任役員が必要と認めた場合

- 第2項 体育委員会の3分の1以上の発議があり、これを成文化し署名で委員長に提出し、委員召集の請求があった場合、委員長は2週間以内にこれを開催しなければならない。
- 第13条 体育委員会は、公認団体より選出された各部代表で構成する。
- 第14条 体育委員会は、次の事項を承認又は決議する。
- 第1項 本会運営の基本方針及び一般経過報告に関する事項
- 第2項 予算及び決議報告に関する事項
- 第3項 規約改正及び諸規定に関する事項
- 第4項 委員長選出に関する事項
- 第5項 常任役員及び局員の信任及び不信任に関する事項
- 第6項 常任役員の総辞職に関する事項
- 第7項 その他本会の目的達成の為にに関する事項
- 第8項 特別会員の信任及び不信任に関する事項
- 第15条 体育委員会は各部代表の3分の2以上の出席を以って成立する。その決議は出席の3分の2以上とする。代理委任の場合は発言権を有し議決権を有しない。書状による委任の場合には議決権は議長に委任するものとする。
- 第16条 体育委員会の議長及び書記は常任役員が当る。
- 第17条 体育委員会は正当な理由なくして解散されない。

## 2. 統制会議

- 第18条 統制会議は本会目的遂行機関である。

- 第19条 統制会議は臨時会議だけとする。
- 第20条 統制会議は渉外局が必要に応じてこれを召集する。
- 第21条 統制会議は公認団体より選出された各部の副将又は統制長で構成する。
- 第22条 統制会議は原則として渉外局の下に置く。
- 第23条 統制会議は各部代表の3分の2以上の出席を以って成立する。
- 第24条 統制会議は体育委員会で決議された事項を円滑に運ぶように遂行する会議であるため議決事項を有しない。
- 第25条 統制会議の議長、副議長及び書記は各部代表の中から各1名選出される。

## 3. 常任役員会

- 第26条 常任役員会は本会の最高執行機関である。
- 第27条 常任役員会は体育委員会より選出された本会会員を以って構成する。
- 第28条 常任役員会は体育委員会で決議された事項を執行する。
- 第29条 常任役員会は本会の会務を執行運営する為に下記の役員を置く。
- |      |       |     |
|------|-------|-----|
| 第1項  | 委員長   | 1名  |
| 第2項  | 副委員長  | 2名  |
| 第3項  | 事務局長  | 1名  |
| 第4項  | 事務局次長 | 1名  |
| 第5項  | 財務局長  | 1名  |
| 第6項  | 財務局次長 | 1名  |
| 第7項  | 渉外局長  | 1名  |
| 第8項  | 渉外局次長 | 1名  |
| 第9項  | 広報局長  | 1名  |
| 第10項 | 会計監査  | 若干名 |

- 第11項 常任委員会は若干名の局員を置く事ができる。
- 第 30 条 委員長以下の常任役員及び局員は、次の職務を担当する。
- 第 1 項 委員長は本会の最高責任者として諸般の事務を総括し、本会の最終決定権をもつ。
- 第 2 項 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある場合これを代行する。
- 第 3 項 事務局長は本会運営に関する事務全般を処理する。
- 第 4 項 事務局次長は事務局長を補佐し局長事故ある場合はこれを代行する。
- 第 5 項 財務局長は本会運営に関する会計全般を処理する。
- 第 6 項 財務局次長は財務局長を補佐し局長事故ある場合はこれを代行する。
- 第 7 項 渉外局長は主に対外、対面的活動を行う。
- 第 8 項 渉外局次長は渉外局長を補佐し局長事故ある場合はこれを代行する。
- 第 9 項 広報局長は本会運営に関する広報全般を処理し、主に体育会広報、体育会誌の作成に当る。
- 第10項 会計監査は年 2 回職務を行う。
- 第11項 局員は常任委員会の下に置かれ、その雑務的な仕事を行い、局員は常任役員会及び体育委員会に於いて発言権を有し議決権を有しない。
- 第 31 条 常任役員会は次の場合、委員長が召集する。
- 第 1 項 委員長が必要と認めた場合
- 第 2 項 本会構成常任役員の 3 分の 1 以上の要求があった場合
- 第 32 条 常任役員会の委員長は正会員より立候補し、常任役員会で検討調整し、常任委員会で内定した後、体育委員会で信任を得る。内定後（常任役員

会で）不信任の場合でも立候補者の中から選出する。

- 第 33 条 常任役員及び局員の任命及び承認。
- 第 1 項 委員長以下の常任役員は委員長が任命し、体育委員会の承認を得る。
- 第 2 項 局員は正会員の中から立候補させ必要人数だけ選出し、委員長が任命し体育委員会の承認を得る。
- 第 34 条 常任役員会の任期は 1 ヶ年にし、1 月 1 日より同年の12月31日までとする。常任役員補充の為に選出された役員の任期は残任期間とする。
- 第 35 条 委員会は全体体育会々員の代表である体育委員の 3 分の 2 以上の同意を得他常任委員がこれを認めた場合のみ解任される。但し委員長以下の常任役員の更送は委員長の発議により体育委員会出席の 3 分の 2 以上の同意によって行う。
- 第 36 条 常任役員会が職務遂行不可能な場合体育委員会の承認を得て総辞職する事が出来る。但し新常任役員が選出されるまで職務取扱いとして事務を処理しなければならない。

## 特別会員

- 第 37 条 名誉会長は日本大学工学部学部長とし本会の象徴とする。
- 第 38 条 会長及び副会長は日本大学工学部教職員であることとし、本会運営に関し助言を与える。
- 第 39 条 特別顧問及び顧問ならびに参与は日本大学工学部教職員若干名で構成し本会運営に関する助言を与える。但し体育委員会が認める場合に限り工

学部教職員以外でも良い。

## 第 5 章 加 盟

- 第 40 条 本会に加盟を希望する団体はその名称、目的、組織、人員、役員名簿、名簿、人数を明記した同好会加盟申請書を委員長に提出する。
- 第 41 条 委員長に同好会加盟の申請があった場合、体育委員会出席の3分の2以上の同意を得て常任役員会はこれを承認し、加盟を決定する。
- 第 42 条 同好会が部に昇格するには活動経過報告書を所定の用紙に記入の上、常任役員会に提出しなければならない。
- 第 43 条 常任役員会に部昇格の申請があった場合、常任役員会は最低1カ年を審査し、体育委員会に諮り出席の3分の2以上の承認を得て昇格が決定する。なお、部昇格団体は部長として本学教職員より1名置かなければならない。
- 第 44 条 本会加盟団体の中に本会の総合秩序を乱し、あるいは体面をけがす行為があった場合、又、活動不振の時は体育委員会出席の3分の2以上、又常任役員会の発議により体育委員会出席の3分の2以上の承認によって常任委員会はこれを処分することが出来る。
- 第1項 降 等  
第2項 除 名  
第3項 活 動 停 止  
第4項 予 算 停 止  
第5項 そ の 他

## 第 6 章 財 政

- 第 45 条 本会の諸経費は日本大学工学部より体育会に対する割当金、会費、その他収入をもってこれに当てる。
- 第 46 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日とする。
- 第 47 条 本会の予算原案は常任役員会で作成し、体育委員会の承認を得なければならない。
- 第 48 条 本会の新規部昇格年度並びに昇格翌年度の予算の分配はこれを必要としない。
- 第 49 条 本会の部及び同好会の援助金に関しては体育委員会で決定し、常任役員会でこれを行う事が出来る。
- 第 50 条 本会の決算書は体育委員会に提出し承認を得なければならない。なお、各部の決算書は常任役員会に提出し承認を得なければならない。

## 第 7 章 附 則

- 第 51 条 本規約の解釈に関し疑義の生じた場合、その解釈決定は法令その他慣例により常任役員会において行う。
- 第 52 条 本会規約の改正は常任役員会又は体育委員会の3分の2以上の賛成を得て発議し、体育委員出席の3分の2以上の承認を必要とする。
- 第 53 条 この規約の発効は昭和44年11月1日とする。

昭和57年1月1日一部改訂  
昭和62年4月1日一部改訂